

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 （略）

2 （略）

3 （略）

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するUniversal Oneサービスの態様に応じて、定額通信料、ワイヤレス利用料、付加機能利用料、加算料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を合算したものとします。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 （略）

2 （略）

3 （略）

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するUniversal Oneサービスの態様に応じて、定額通信料、ワイヤレス利用料、付加機能利用料、加算料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びブロードバンドユニバーサルサービス料を合算したものとします。

料金表

通則

（料金の計算方法等）

2～3 （略）

3の2 通則3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1類（利用料金）第1（VPNサービスに係るもの）2～4（ユニバーサルサービス料）及び2～5（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

4～5 （略）

料金表

通則

（料金の計算方法等）

2～3 （略）

3の2 通則3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1類（利用料金）第1（VPNサービスに係るもの）2～4（電話ユニバーサルサービス料）及び2～5（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

4～5 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 V PNサービスに係るもの

1 適用

区分	内容
----	----

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 V PNサービスに係るもの

1 適用

区分	内容
----	----

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

(1)～(6) (略)	(略)
(7) <u>ユニバーサルサービス料</u> の適用	当社は、2-4に規定する <u>ユニバーサルサービス料</u> は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号を除きます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(8) (略)	(略)

(9) (略)	(略)
---------	-----

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ユニバーサルサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区分	料金額
<u>ユニバーサルサービス料</u>	(略)
備考 (略)	

2-5 (略)

(1)～(6) (略)	(略)
(7) <u>電話ユニバーサルサービス料</u> の適用	当社は、2-4に規定する <u>電話ユニバーサルサービス料</u> は、メイン契約に係るワイヤレス回線番号（M2M等専用番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第3号に規定する電気通信番号を除きます。）であるものを除きます。）1番号ごとに適用します。
(8) (略)	(略)
(9) <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> の適用	当社は、2-6に規定する <u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u> は、光アクセス回線（加入者回線に限ります。ただし、契約事業者（NTTPCコミュニケーションズ株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものを除きます。）を使用して通信を行うことができるUniversal Oneサービスについて、1回線ごとに適用します。
(10) (略)	(略)

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 電話ユニバーサルサービス料

1のワイヤレス回線番号ごとに月額

区分	料金額
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	(略)
備考 (略)	

2-5 (略)

2-6 ブロードバンドユニバーサルサービス料

対象となる1の電気通信回線ごとに月額

区分	料金額
<u>ブロードバンドユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた回線単価と同額

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

備考 基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価及びその適用期間は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html>）に掲載するものとします。

また、基礎的電気通信役務支援機関が総務大臣に認可を受けた回線単価が月額で定められていない場合のプロードバンドユニバーサルサービス料の取扱いについても当該Webサイトに定めるところによります。

附 則（令和8年1月27日 CNS1サ第000400014931-01号）

この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。